

令和4年10月施行版
 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス報酬単価(概要版)

◆1単位の単価(6級地)

通所	10.27円
----	--------

■ 通所型サービス(国基準)

○基本報酬

		単位数
通所Ⅰ(週1回程度の利用)	回数	384
	月額	1,672
	日割	55
通所Ⅱ(週2回程度の利用)	回数	395
	月額	3,428
	日割	113

○加算 ※定員超過や介護職員が欠員の場合の取扱いについては、サービスコード表にてご確認ください

加算区分	単位数	算定方法
同一建物減算	通所Ⅰ	-376
	通所Ⅱ	-752
生活機能向上グループ活動加算	100	
運動器機能向上加算	225	
若年性認知症利用者受入加算	240	
栄養アセスメント加算	50	
栄養改善加算	200	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480	
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700	
事業所評価加算	120	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	通所Ⅰ	88
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	通所Ⅱ	176
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	通所Ⅰ	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	通所Ⅱ	144
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	通所Ⅰ	24
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	通所Ⅱ	48
生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※運動器機能向上加算算定なしの場合	100	
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※運動器機能向上加算算定なしの場合	200	
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※運動器機能向上加算算定ありの場合	100	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	
科学的介護推進体制加算	40	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1) 所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(2) 所定単位数の 43/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(3) 所定単位数の 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1) 所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(2) 所定単位数の 10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000

■ 通所型サービス(サービスA)

○基本報酬

		単位数
通所Ⅰ(週1回程度の利用)	回数	365
	月額	1,593
	日割	52
通所Ⅱ(週2回程度の利用)	回数	376
	月額	3,267
	日割	107

○加算

加算区分		単位数	
同一建物減算	通所Ⅰ	回数	285
		月額	1,243
		日割	41
	通所Ⅱ	回数	294
		月額	2,549
		日割	84
軽度化改善加算		500	
運動器機能向上加算		225	